

「埼玉県中小企業制度融資の損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例（骨子案）」 に対するご意見の募集について

「埼玉県中小企業制度融資の損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例（骨子案）」の策定にあたり、多くの県民の皆様のご意見を反映するため、下記のとおり県民コメント（パブリックコメント）を募集いたします。

記

1 ご意見の募集期間

令和8年10月9日（金）17：00～令和8年11月8日（日）17：00

2 ご意見の提出方法

（1）提出方法

埼玉県議会自由民主党議員団県民コメント専用フォームより提出

※ 県民コメント専用フォームからのご提出ができない方については、メールまたはFAX、郵送等の方法でもご意見をお受けいたしますので、ご相談ください。

3 ご意見を提出できる対象の方

- （1）県内に住所を有する方
- （2）県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- （3）県内に所在する事務所又は事業所に勤務する方

(4) 県内に所在する学校に在学する方

4 ご意見の取扱い

- (1) ご意見に対する個別回答やご提出いただいたご意見については返却いたしませんのであらかじめご了承ください。頂いた御意見の概要と、それに対する考え方などを公表します（プライバシーに関する内容を除きます）。なお、類似の御意見については、まとめて公表することがありますので、ご了承ください。
- (2) 本県民コメントを通してお預かりした個人情報については、「埼玉県中小企業制度融資の損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例(骨子案)」の策定にあたってのみ使用し、使用目的以外での利用はいたしません。
- (3) 住所及び氏名確認できない方または法人その他の団体にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名が確認できない団体の意見は無効となります。
- (4) 頂戴したご意見について、条例案策定に際し、プライバシーに関する情報を除いた上で、埼玉県等関係機関へ情報提供する場合がございます。ご提出いただいた際には、関係機関への情報提供に承諾されたものとみなします。
- (5) 県民コメントは、県民の賛否を問うために行うものではありません。

5 お問い合わせ先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県議会自由民主党議員団 県民コメント担当

TEL 048-822-9509

FAX 048-824-6037

以上